

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項（整理表）

計画等の概要	計画等名称	第1期 大阪市地域福祉計画	第2期 大阪市地域福祉計画	大阪市地域福祉推進 指針
	策定期期	平成16年3月	平成21年3月	平成24年12月
	計画期間	平成16年～20年度	平成21～23年度	平成24年度～新たな基礎自治体



(仮称)大阪市地域福祉 基本計画	主な検討の視点
平成30年3月	
平成30～32年度	

計画に盛り込むべき事項（法及び厚労省通知等）	①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項			
	○福祉サービスの目標の提示 【ニーズ調査、現状分析と課題、目標設定等※】 ※可能な限り数値目標(なじまないものも具体的な目標設定)	○ (目標量設定なし、具体的目標あり)	○ (目標量設定なし、具体的目標あり)	× (取組みの方向性のみ)
	○目標の達成のための戦略			
	ア.相談支援体制の整備	○	○	×
	イ.必要なサービスを利用できる仕組みの確立	○	○	×
	ウ.サービスの評価等による利用者の選択の確保	○	○	×
	エ.サービス利用に結びついていない要支援者への対応	○	○	×
	○利用者の権利擁護(適切なサービス利用を支援する仕組み)	○	○	×
	②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項			
	○多様なサービスの振興・促進及び公私協働の実現	○	○	×
	○福祉、保健、医療と生活関連他分野との連携方策	○	○	×
	③地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項			
	○地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援	○	○	○
	○住民等の関心喚起、意識の向上と主体的参加の促進	○	○	×
	○地域福祉を推進する人材の養成	○	○	×
	④その他地域福祉を推進するうえで必要と認められる事項			
	○市町村社会福祉協議会の基盤強化等	○	○	○
	⑤生活困窮者自立支援方策			
	○生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項			
	○生活困窮者の把握等に関する事項			
	○生活困窮者の自立支援に関する事項			
	⑥地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項			
	⑦定期的な計画変更とPDCAサイクルの導入			

留意点（本市課題）	区や地域の実情に応じた取組を支援するための市としての役割
	各区に共通する福祉課題や法改正への対応
	ICTの活用検討

○	
○	総合的な相談支援体制の充実
○	
○	
○	地域における要援護者の見守りネットワーク強化
○	虐待防止、あんしんさぽと、成年後見制度、苦情解決のしくみ
○	
○	
○	地域福祉の担い手としての市民の養成・確保
○	支え合いのための地域づくり
○	福祉専門職の養成・確保、行政における専門性の確保
○	
○	
○	

○	
○	
○	